

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年 12 月 24 日条例第 50 号)抜粋

第7章 事業所における環境への負荷の低減等

(略)

第4節 環境負荷低減行動計画の策定等

(環境負荷低減行動計画の策定等)

第 73 条 指定事業所のうち、規則で定める指定事業所を設置する者は、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、規則で定めるところにより、環境への負荷の低減を図る行動計画(以下「環境負荷低減行動計画」という。)の策定に努めなければならない。

2 前項に規定する者のうち、規則で定める指定事業所を設置する者は、当該指定事業所に係る環境負荷低減行動計画を記載した書面(以下「環境負荷低減行動計画書」という。)を作成し、市長に提出するものとする。

3 前項の規定により環境負荷低減行動計画書を提出するものとされる者以外の第1項に規定する規則で定める指定事業所を設置する者は、環境への負荷の低減に積極的に取り組むため、当該指定事業所に係る環境負荷低減行動計画書を作成し、市長に提出することができる。

4 第1項の規定により環境負荷低減行動計画を策定した者は、自らの責任と当該指定事業所と取引その他の関係を有する事業者の協力により、誠実に計画を実施しなければならない。

5 第1項の規定により環境負荷低減行動計画を策定した指定事業所と取引その他の関係を有する事業者は、当該指定事業所の環境への負荷の低減に関する取組に協力しなければならない。

(環境負荷低減行動計画に関する指針)

第 74 条 市長は、事業者が行う環境負荷低減行動計画の策定及びその取組を支援するため、環境負荷低減行動計画に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(環境負荷低減行動計画に係る指導等)

第 75 条 市長は、第 73 条第2項の規定により規則で定める指定事業所を設置する者から環境負荷低減行動計画書が提出された場合は、その実施状況を把握するとともに、前条の指針を勘案し、当該環境負荷低減行動計画書を提出した者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(環境負荷低減行動計画書の提出に係る勧告)

第 76 条 市長は、第 73 条第2項の規則で定める指定事業所を設置する者から当該環境負荷低減行動計画書が提出されない場合は、当該事業者に対し、期限を定めて当該環境負荷低減行動計画書を提出すべきことを勧告することができる。

(環境負荷低減行動計画に係る公表)

第 77 条 市長は、環境負荷低減行動計画に関する取組状況その他の規則で定める事項について公表するものとする。